



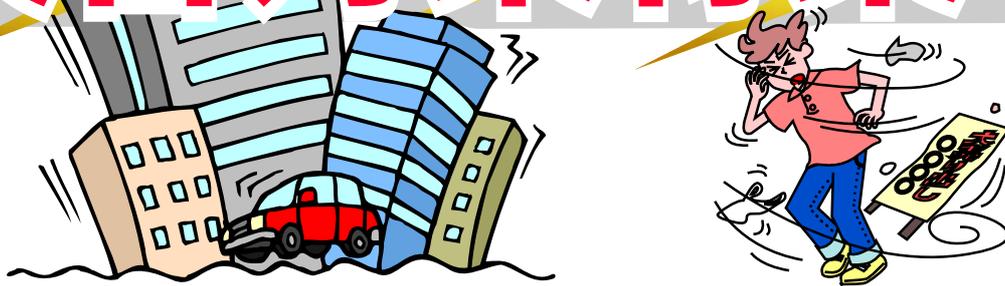
水道だより

2008 秋号

平成20年9月発行

佐賀市水道局
佐賀市若宮三丁目6番60号
TEL(0952)33-1330-FAX33-1315
大和事務所
佐賀市大和町大字尼寺1870番地
TEL(0952)51-2418

災害対策特集号



はじめに

近年、各地で大規模な地震が多発しています。最近では6月14日に東北地方で「岩手・宮城内陸地震」が、7月24日に同じく東北地方で「岩手県沿岸北部を震源とする地震」が発生しており、これに伴って被災地では断水の被害もたらされています。

また、台風などの風水害に伴って起こる大規模な停電によって、主に高層建築物などで水道が使用できなくなった事例も多く起こっています。

水道は、市民生活を支え、社会活動の基盤となる大切なライフラインです。佐賀市水道局では、地震や台風などの災害発生時においても、被害を最小限に食い止めるために、様々な取り組みを行っています。

今回は、佐賀市水道局の災害に対する取り組みとともに、各家庭でできる災害に備えた準備方法などをご紹介します。

—災害時における水道水の必要性—

災害時において、水道水は次の3つの役割を果たします。

1. 飲料水として

大人1人が生きていくためには、1日約3リットルが必要となります。

2. 防火消防用として

火災など、二次災害の発生を防止するために必要となります。

3. 疫病予防用として

水洗トイレなど、衛生用水として必要になります。



さがっば潤くん

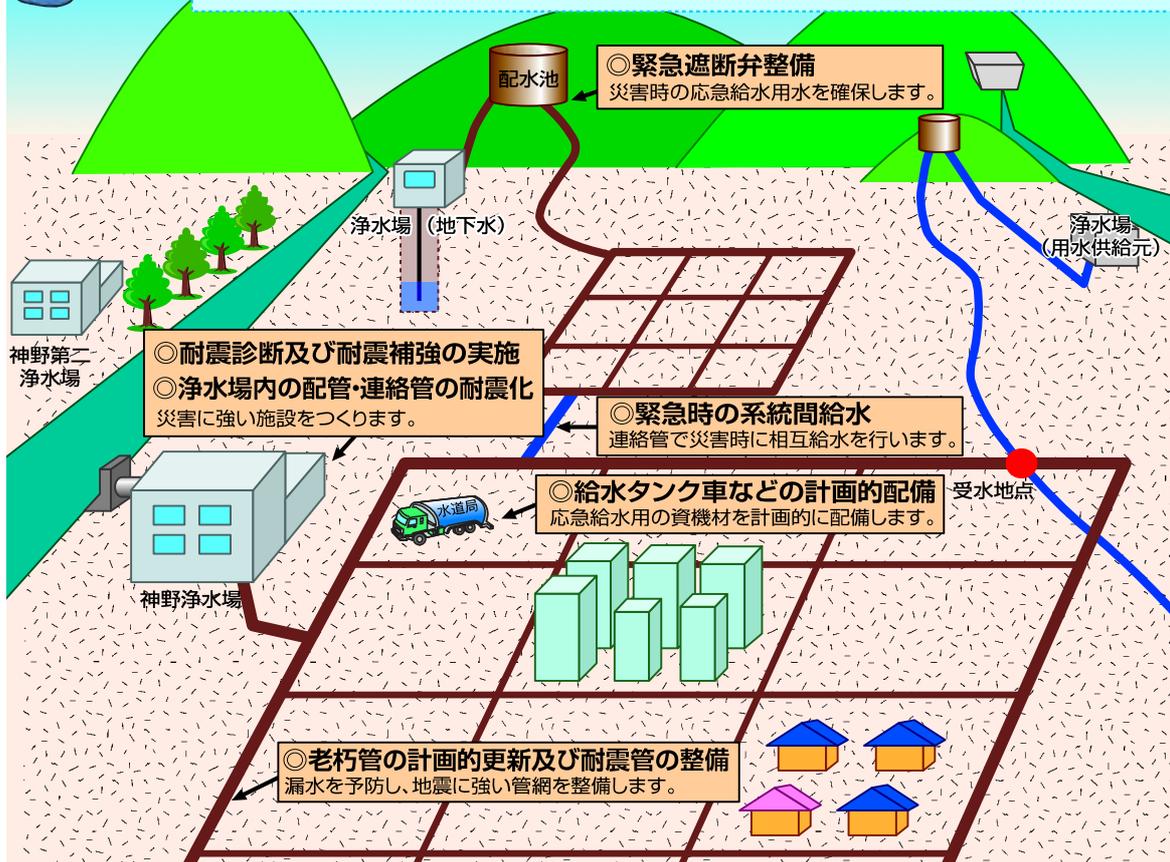
災害に備えた準備について



水道局では……

佐賀市内の数か所に設置している配水池に、**最大で約35,000m³ (1 m³=1000 ℓ)** の水道水を貯めておくことができます。この量は、**25mプール約100杯分**の量になります。

災害時には、これらの水道水を使って小中学校などの避難所や病院、福祉施設等を対象に**応急給水**を行います。



給水車

－ 応急給水・資機材 －

水道局では、断水が起こったときの**応急給水活動**を行うために、給水車 (2000 ℓ) を所有しています。その他、積載型給水タンク (1000 ℓ) や消火栓に接続し給水することができる**臨時給水栓**、給水の際に使用する**非常用飲料水袋 (6 ℓ)**などを所有しており、災害時の**応急給水**がスムーズに行えるよう、準備をしています。



－ 水道施設の耐震化について －

水道局では、地震などの災害に備えて、施設の**耐震診断**を実施するとともに、必要に応じて**補強工事**を行っています。

また、漏水事故などを未然に防止するとともに、**安定した給水**を確保するため、**老朽化した配水管**を計画的に更新しています。

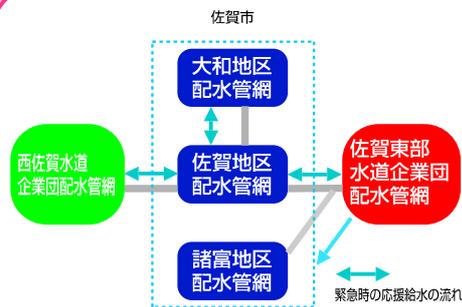
なお、管路の更新に際しては**耐震管**を使用し、地震等の災害に強い**管網整備**を行っています。



積載型給水タンク

—他都市との連携を強化しています—

緊急時の応援給水の流れ



※ 緊急時には系統間相互に応援給水を行います。

近隣市町村との応援活動



九州九都市水道局との相互応援



他都市との応援体制

万が一、佐賀市の水道施設に大きな被害があったときは、県内や九州各県の水道事業者と協力して応急給水や応急復旧を行う応援協定を締結しています。

また、他都市が被害を受けた場合は、佐賀市からも被災地に職員を派遣し、応急給水や応急復旧活動を行うこととしています。このように、災害時における復旧活動を協力して行うことができるように、水道事業者同士の協力関係や信頼関係を深めています。



応急給水活動報告



平成17年9月に発生した台風14号による大雨によって、宮崎市の「富吉浄水場」が水没し、水道水の供給ができなくなりました。富吉浄水場は、宮崎市内の約4割の地域に水道水を供給していますが、被災後、長期間に渡って水道水の供給がストップしました。

佐賀市水道局では、職員延べ24人が交代で現地に入り、他都市の水道事業者職員と協力して、応急給水活動を行いました。

災害訓練報告

—災害訓練を行いました—



平成19年10月18日に、佐賀市管工事協同組合との合同災害訓練を実施しました。

水道局では、佐賀市管工事協同組合と、水道の「応急復旧」「応急給水」などの協定を締結しており、水道施設が被害を受けたときは、これらの協定に基づいて初期の復旧活動を行ってもらうようにしています。

これからも定期的に訓練を行い、災害時にも市民の皆様にご安心いただけるよう、努力していきます。



→ 佐賀市管工事協同組合による応急復旧訓練



← 佐賀市水道局による応急給水訓練

家庭でできる災害に備えた準備

台風シーズンです！飲料水の確保を

台風など風水害の発生に伴って断水となった場合に備え、水道水の汲み置きをお願いします。

飲料水は、大人1人に対して**1日3リットル**が最低限必要であるとされています。

一般的に、飲料水は、直接日光の当たらない風通しの良い場所に、ポリ容器などに入れて蓋をして保管することで、3日程度保存できます。保存期間を過ぎた水道水は雑用水に使用し、新しい水に入れ替えてください。

また、アパートやマンション等の建物では、停電になると貯水タンクのポンプが止まり、断水することが予想されます。飲料水の確保とともに、水洗トイレ用として浴槽などに水を溜めておくことをお勧めします。

◆断水でトイレが流せない時

風呂の残り湯をバケツなどで汲み、便器の中に直接水を流し込むと水洗トイレの洗浄レバーを廻した時と同じように洗い流すことができます。



問い合わせ

●旧佐賀市・大和町については

佐賀市水道局 TEL 33-1313
FAX 33-1315

●諸富町・川副町・東与賀町については

佐賀東部水道企業団 TEL 30-6212
佐賀営業所 FAX 30-6214

●久保田町については

西佐賀水道企業団 TEL 68-2225
FAX 68-2830

避難施設の確認を



災害時には、最寄りの小学校、中学校、公民館などが避難施設になります。給水車による応急給水は避難施設を中心に行いますので、自宅近くの避難場所を確認し、覚えておきましょう。

最寄りの避難施設については、

佐賀市のホームページアドレス (<http://www.city.saga.lg.jp/>)

(市民トップ>くらし・環境：もしもの時>災害・防災>避難所施設) **でご確認ください。**

お問い合わせはこちらへ

(旧佐賀市・大和町)

- | | | | |
|------------------------|---|-------|------------|
| ● 転入転出や名義変更の手続きに関すること | } | 営業課 | TEL33-1313 |
| ● 水道料金や口座振替、お支払いに関すること | | 大和事務所 | TEL51-2418 |
| ● 浄水のしくみ・水質に関すること | | 浄水課 | TEL33-1334 |
| ● 漏水や工事に関すること | | 工務課 | TEL33-1332 |
| ● その他のお問い合わせ | | 総務課 | TEL33-1330 |

(諸富町)

- 水道に関すること全般……佐賀東部水道企業団佐賀営業所 TEL30-6212

編集・発行 ■ 佐賀市水道局 総務課

〒849-8558 佐賀市若宮三丁目6-60
TEL (0952) 33-1330
FAX (0952) 33-1315

ホームページ ■ <http://www.water.saga.saga.jp>

E-mail ■ sagasui@water.saga.saga.jp